

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会

第1回常任委員会



日時：令和5年5月19日（金）午前10時30分
場所：むつ市役所 大会議室A

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会
第1回常任委員会 次第

日時:令和5年5月19日(金)午前10時30分
場所:むつ市役所大会議室A

1.開 会

2.委員長あいさつ

3.報 告

- 報告第1号 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員の変更
- 報告第2号 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会長専決処分事項
(令和5年度暫定収支予算)
- 報告第3号 第80回国民スポーツ大会開催準備経過

4.議 事

- 議案第1号 第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画(案)
- 議案第2号 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会専門委員会規程(案)

5.閉 会

----- 添 付 資 料 -----

<名簿>

- 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員会名簿

<参考資料>

- 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則
- 第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会総会から常任委員会への委任事項

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員の変更について

令和5年1月31日から令和5年5月19日までの間における常任委員の変更については、以下のとおりである。

委員長

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
むつ市長	山本知也	宮下宗一郎	令和5年4月23日

常任委員

機関・団体名及び役職	新任者	旧任者	変更年月日
一般社団法人青森県フェンシング協会会長	駒井昭雄	菊池憲太郎	令和5年5月13日
一般社団法人しもきたTABIあしすと理事長	山本知也	宮下宗一郎	令和5年5月18日
青森県下北地域県民局長	蛭名芳徳	石澤雅史	令和5年4月1日
むつ市民生部長	斉藤洋一	杉澤一徳	令和5年4月1日

会長専決処分事項

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則第14条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したことから、同条第2項の規定に基づき、これを報告し、その承認を求める。

令和5年度暫定収支予算（令和5年5月16日専決処分）

1 専決処分理由

令和5年度に実施する事業や事務局の運営等に係る経費のうち、年度当初から総会開催までの期間の必要額について、暫定収支予算として専決処分を行った。

2 収入

[単位：千円]

科目	暫定予算額	備考
負担金	625	むつ市負担金
補助金	6,248	青森県補助金 (市町村競技施設仮設等対応費補助金)
合計	6,873	

3 支出

[単位：千円]

科目	暫定予算額	備考
総務費	372	
会議費	261	会場費等
事務局費	111	消耗品費、通信運搬費、手数料
特殊競技施設整備費	6,501	
セーリング競技整備費	6,501	セーリング競技会場整備基本設計業務委託料
合計	6,873	

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会
令和5年度事業計画（案）

1 会議の開催

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会（総務企画、競技式典、宿泊衛生、輸送交通）

2 開催準備業務の推進

- (1) 開催推進計画策定・進行管理
- (2) 県からの各種調査への対応
- (3) 各種計画等の策定
 - ・ 広報基本計画 ・ 市民運動基本計画 ・ 観光おもてなし基本計画
 - ・ 競技運営基本計画 ・ 式典基本計画 ・ 施設整備基本計画
 - ・ 宿泊基本計画 ・ 医事衛生基本計画 ・ 輸送交通基本計画
 - ・ 警備消防基本計画 など
- (4) 競技施設整備
 - ・ セーリング競技会場整備基本設計業務委託

3 関係機関及び競技団体との連絡調整

- (1) 県準備（実行）委員会との連絡調整
- (2) 競技団体及び共催市等との連絡調整
- (3) その他関係機関・団体との連絡調整

第80回国民スポーツ大会開催準備経過

年 度	月	内 容
平成25年度	6	(公財)青森県体育協会が平成37年開催の第80回国民体育大会の招致に関する要望書を青森県、青森県議会及び青森県教育委員会に提出
平成26年度	6～	青森県教育委員会において、青森県国体検討懇話会を設置し、「青森県らしい国体のあり方」等について検討(平成27年7月までに全6回開催)
平成27年度	9	青森県知事が青森県議会(平成27年9月議会)の提出議案説明において、平成37年開催の第80回国民体育大会本大会の本県招致を表明
	10	青森県議会が「第80回国民体育大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
	11	青森県知事、青森県教育長、青森県体育協会会長が、文部科学省及び(公財)日本体育協会に開催要望書を提出
	1	(公財)日本体育協会理事会において開催申請書提出順序の了解(開催内々定)
平成28年度	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会設立総会・第1回総会を開催 開催基本方針や会場地市町村選定基本方針等の決定
平成29年度	4	会場地市町村第一次選定 【バスケットボール(成年女子)、フェンシング】
	5	第80回国民体育大会青森県準備委員会第2回総会を開催
	1	会場地市町村第二次選定 【ボート、セーリング】 青森県準備委員会においてデモンストレーションスポーツ実施基本方針の決定
平成30年度	7	第80回国民体育大会青森県準備委員会第3回総会を開催
	8	第80回国民体育大会青森県準備委員会を第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会に改称
	10	福井しあわせ元気国体2018視察
	12	デモンストレーションスポーツ会場地市町村第一次選定 【フライングディスク】

年 度	月	内 容
令和元年度	6～ 1	中央競技団体正規視察（4競技） 【セーリング(6月)】 【フェンシング(8月)】 【ボート(10月)】 【バスケットボール(1月)】
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第4回総会を開催
令和2年度	6	知事、教育長、県スポーツ協会会長が、文部科学省と(公財)日本スポーツ協会に開催申請書を提出
	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第5回総会を開催 (書面決議)
	9	(公財)日本スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、及び(公財)日本障がい者スポーツ協会の4者が第75回鹿児島国体を令和5年に開催することを決定 これにより第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）を令和8年に一年延期することが決定
	10	(公財)日本スポーツ協会臨時理事会において、第80回国民スポーツ大会（冬季大会及び本大会）の開催地として内定
令和3年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第6回総会を開催 (書面決議)
令和4年度	7	第80回国民スポーツ大会青森県準備委員会第7回総会を開催 (書面決議)
	10	いちご一会とちぎ国体視察
	1	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会設立総会・第1回総会を開催
令和5年度	4	むつ市民生部市民スポーツ課内に「国民スポーツ大会準備室」を設置
	5	第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会第1回常任委員会を開催

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画（案）

1. 趣旨

第80回国民スポーツ大会（青の煌めき青森国スポ）の成功に向け、市民総参加により、一人ひとりの英知を結集し、地域資源を活かしたむつ市の魅力を発信する大会とするため、むつ市開催基本方針に基づき、開催推進総合計画を定めるものとする。

2. 基本方針

(1) 総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、国民スポーツ大会を一過性のスポーツイベントに終わらせず、スポーツを通じて未来のまちづくりにつながる大会となるよう、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

(2) 財務

県等と連携し、簡素・効率化を図りながらも創意工夫を生かした魅力あふれる大会を目指し、適切で効率的な財務の運営を図る。

(3) 広報

国民スポーツ大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、効果的な広報活動を積極的に展開するとともに、自然や歴史・文化・食など本紙の多彩な魅力を全国に発信する。

(4) 市民運動

市民一人ひとりが大会開催の意義を理解し、それぞれの立場で積極的に参加し、一丸となって大会を盛り上げていくことにより、市民協働のまちづくりの推進につなげる。

(5) 観光・おもてなし

選手・監督をはじめ、本市を訪れるすべての方々に、本市の多彩な魅力に触れていただくとともに、心のこもったおもてなしを提供する。

(6) 競技

県、競技団体、関係機関、関係団体等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、必要な用具等については、効率的に整備する。

(7) 式典

簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、本市の特色を生かした式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用を図るとともに、青森国スポの開催後の市民利用にも配慮した整備に努める。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、大会関係者等の宿泊については、宿泊施設等と緊密に連携し、安全で快適な宿舎の確保を図り、受入体制に万全を期する。

(10) 医事・衛生

選手・監督をはじめ、大会に関わるすべての方々の健康を確保するとともに、大会を快適な環境のもとで開催するため、県、競技団体、関係機関及び関係団体と緊密に連携し、医事・衛生体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者及びその他関係機関等と緊密に連携することと、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、交通公共機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防

競技会場その他大会関係施設における災害の防止、治安の確保及び非常時における緊急対応に万全を期すため、警察・消防その他関係機関等と緊密に連携し、消防防災・警備体制の確立を図る。

3. 年次計画

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画の年次計画は別表のとおりとする。また、年次計画は進行管理を行うとともに、適宜見直しを行う。

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
主要行事		日本スポーツ協会・ 文部科学省総合視察 大会開催・会期決定		中央競技団体最終視察 リハーサル大会	第80回国民スポーツ大会 第25回全国障害者 スポーツ大会
準備組織	準備委員会 設立総会・第1回総会	準備委員会第2回総会/ 実行委員会 設立総会・第1回総会 常任委員会開催 総務企画専門委員会設置開催 競技式典専門委員会設置開催 宿泊衛生専門委員会設置開催 輸送交通専門委員会設置開催	実行委員会第2回総会 庁内推進本部設置	実行委員会第3回総会 実施本部 設置・開催	実行委員会第4回総会 実行委員会第5回総会
総務企画財務	県準備委員会との連絡調整 リハーサル大会 開催経費検討 大会経費検討	県実行委員会との連絡調整 開催推進総合計画 策定・進行管理 協賛金取扱要項策定	大会運営ガイドライン策定 協賛の推進 リハーサル大会 予算編成	大会実施本部 運営マニュアル作成 リハーサル大会予算 執行・決算 大会予算編成	大会予算 執行・決算 大会識別用品整備 リハーサル大会 遺失物・取得物取扱実施 リハーサル大会保険加入 大会保険加入
	市ホームページ情報提供	広報基本計画策定	広報啓発活動の推進 実行委員会ホームページ 開設・運営 大会報告書編成方針検討	大会報告書編成方針決定 大会報告書作成	
		市民運動基本計画策定 ボランティア募集要項策定	市民運動の推進 ボランティア募集・要請 リハーサル大会 ボランティア業務計画策定	大会ボランティア業務計画策定 リハーサル大会 ボランティア配置	大会ボランティア配置
	観光・おもてなし	観光・おもてなし基本計画策定	歓迎装飾・おもてなし 実施要項作成 案内所・休憩所等 設置運営要項作成 売店設置運営要項作成	歓迎装飾・ ガイドブック等の検討 リハーサル大会 案内所・休憩所等設置 リハーサル大会売店設置	歓迎装飾・ ガイドブック等の配付 案内所・休憩所等設置 売店設置

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

第80回国民スポーツ大会むつ市開催推進総合計画 年次計画

年度 開催県		2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
		令和4年度(4年前) 栃木県	令和5年度(3年前) 鹿児島県	令和6年度(2年前) 佐賀県	令和7年度(1年前) 滋賀県	令和8年度(開催年) 青森県
競技式典関係	競技		競技運営基本計画策定	競技別実施計画策定	競技別実施要項策定	競技別プログラム作成
		競技用具整備計画調査・検討	競技用具整備計画策定	競技用具整備		
		競技役員編成案調査・検討				競技役員編成・委嘱
競技会係員・補助員 編成案調査・検討				競技会係員・補助員 編成案決定	競技会係員・補助員 編成・委嘱	
リハーサル大会実施検討		リハーサル大会 開催基本計画策定	競技別リハーサル大会 実施要項作成	リハーサル大会実施		
デモスポ開催競技実施検討				デモスポ実施要項策定	デモスポ実施	
			情報通信基本計画策定	情報通信業務実施要項作成	臨時通信施設架設設置	
	式典		式典基本計画策定		式典実施要項作成	各競技 開始式・表彰式実施
			炬火イベント検討	炬火イベント実施計画・ 要項作成	炬火イベント実施	
	施設		施設整備基本計画策定	リハーサル大会 会場設営仕様書作成	リハーサル大会会場設営 大会会場設営仕様書策定	大会会場設営
		競技施設整備の実施				
宿泊衛生関係	宿泊		宿泊基本計画策定		宿泊要項作成	宿泊本部設置
		仮配宿シミュレーション				大会配宿実施
				弁当調達要項作成	リハーサル大会 弁当調達実施	大会弁当調達実施
	医事・衛生		医事・衛生基本計画策定			医事・衛生本部設置 救護所設置
		医療救護要項作成	医療救護 実施マニュアル作成	救護所設置計画作成		
		感染対策要項作成	リハーサル大会 救護所設置計画作成	リハーサル大会 救護所設置		
		食品衛生対策要項作成	感染対策マニュアル作成			
		環境衛生対策要項作成	食品衛生対策 実施マニュアル作成			
	輸送交通		輸送・交通基本計画策定			輸送本部設置
		輸送・交通要項作成	計画輸送シミュレーション	輸送計画作成		
		駐車場等調査・確保	リハーサル大会 輸送計画作成	リハーサル大会 輸送計画実施		
	警備消防		警備・消防基本計画策定	警備・消防実施要項作成	警備・消防計画作成	警備・消防本部設置
			リハーサル大会 警備・消防計画作成	リハーサル大会 警備・消防本部設置		

第80回国民スポーツ大会・第25回全国障害者スポーツ大会開催

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会専門委員会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則（令和5年1月30日施行）第13条第4項の規定に基づき、第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

（名称等）

第2条 専門委員会の名称及び第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員会からの付託及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
- （2）副委員長 若干名

（役員を選任等）

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちから第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 役員及び委員は、無報酬とする。

（役員職務）

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、専門委員会に出席することができない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。

4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（専門部会）

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

- 2 専門部会の部会委員は、会長が委嘱する。
- 3 第3条から第6条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。
- 4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び部会長が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月19日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画及び財務に関すること。 2 広報及び市民協働に関すること。 3 観光及びおもてなしに関すること。 4 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会常任委員会名簿

委員長 1名

(順不同・敬称略)

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市関係	むつ市	市長	山本知也

副委員長 5名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	市議会関係	むつ市議会	議長	大瀧次男
2	スポーツ関係	特定非営利活動法人むつ市体育協会	会長	柴田文彦
3	産業・経済・観光関係	むつ商工会議所	会頭	内田大輔
4	市関係	むつ市	副市長	川西伸二
5	市関係	むつ市教育委員会	教育長	阿部謙一

常任委員 22名

No.	選出区分	所属機関・団体名	役職	氏名
1	競技団体	青森県ボート協会	会長	柴田文彦
2	競技団体	一般財団法人青森県バスケットボール協会	会長	田中雅之
3	競技団体	青森県セーリング連盟	会長	菊池浩太郎
4	競技団体	一般社団法人青森県フェンシング協会	会長	駒井昭雄
5	競技団体	青森県フライングディスク協会	会長	白川直人
6	産業・経済・観光関係	公益社団法人むつ市観光協会	会長	木村努
7	産業・経済・観光関係	公益社団法人下北物産協会	会長	中新鐵男
8	産業・経済・観光関係	一般社団法人しもきたTABIあしすと	理事長	山本知也
9	宿泊・飲食関係	むつ市旅館組合	組合長	鷹架則子
10	宿泊・飲食関係	むつ市民宿組合	組合長	福岡榮子
11	輸送・交通関係	東日本旅客鉄道株式会社青森営業統括センター	所長	角谷公博
12	輸送・交通関係	下北交通株式会社	専務取締役	杉山毅
13	輸送・交通関係	JRバス東北株式会社青森支店大湊支所	支所長	店場勝幸
14	輸送・交通関係	有限会社むつ車体工業	代表取締役	齋藤憲一
15	輸送・交通関係	有限会社脇野沢交通	代表取締役	滝本守雄
16	輸送・交通関係	むつ市旅客自動車事業協同組合	理事長	杉山雄吾
17	輸送・交通関係	むつ市タクシー協会	会長	杉山雄吾
18	医療・福祉関係	社会福祉法人むつ市社会福祉協議会	理事長	遠藤雪夫
19	国・県関係	むつ警察署	署長	佐藤大氣
20	国・県関係	青森県下北地域県民局	局長	蛭名芳徳
21	市関係	むつ市	政策統括監	吉田真
22	市関係	むつ市民生部	部長	斉藤洋一

委員長 1名、副委員長 5名、常任委員 22名、合計 28名

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会（以下「準備委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 準備委員会は、第80回国民スポーツ大会において、むつ市で開催される競技会（以下、「競技会」という。）の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第3条 準備委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (4) 競技外の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 準備委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから会長が委嘱する。

- (1) むつ市を代表する者
- (2) むつ市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(役員)

第5条 準備委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 常任委員
- (4) 監事

(役員を選任)

第6条 会長は、むつ市長をもって充てる。

2 副会長、常任委員及び監事は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。

4 監事は、準備委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから準備委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属団体又は機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞職したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。

4 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 準備委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。

3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。

5 前条の規定は、顧問及び参与の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 準備委員会に次に掲げる会議を置く。

(1) 総会

(2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長または会長が指名する者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。

(1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。

(2) 会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) その他重要な事項に関すること。

5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席することができない委員は、代理人によって議決権を行使し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、出席したものとみなす。

6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数を持って決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

7 会長は必要に応じて顧問又は参与に総会への出席を求めることができる。

8 会長は必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって評決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、委員長及び副委員長及び常任委員をもって構成する。

2 委員長は、会長を持って充てる。

3 副委員長は、副会長を持って充てる。

4 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

7 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任に関すること。

(3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。

(4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

8 前条第5項、第6項及び第8項の規定は、常任委員会について準用する。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項並びに次条第2項及び第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査、審議し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告しなければならない。

3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議、決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。

4 前3項の規定に定めるもののほか、専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮った上で、会長が別に定める。

5 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第14条 会長は総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で簡易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 準備委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

第16条 準備委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第17条 準備委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第18条 準備委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

第7章 解散

(解散)

第19条 準備委員会は、第2条に規定する目的が達成されたときは、総会の議決を経て解散するものとする。

2 準備委員会が解散するときに有する残余財産は、むつ市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第20条 この会則に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し、必要事項は会長が定める。

附 則

この会則は、令和5年1月30日から施行する。

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会
総会から常任委員会への委任事項

第80回国民スポーツ大会むつ市準備委員会会則第11条第4項第5号に基づく
総会から常任委員会への委任事項は次のとおりとする。

- 1 開催準備の総合企画及び運営に関すること
- 2 財務、広報、市民運動及び観光・接伴に関すること
- 3 競技、式典及び施設に関すること
- 4 宿泊及び医事・衛生に関すること
- 5 輸送・交通、消防防災・警備に関すること
- 6 その他会務に必要な事項に関すること